

「み」を持つ方のために、町では専門家に依頼して相談会を開催します。相談は無料で完全予約制です。相談内容などの秘密は厳守します。相談をご希望の方は、保健師までお申し込みください。

▼日時

2月23日(木) 午前9時30分～  
3月21日(水) 午前9時30分～

▼相談担当

臨床心理士

▼場所 保健センター

▼申込・問

保健センター健康づくりグループ  
☎ 62・5110



年金

＜平成23年分公的年金等の源泉徴収票について＞

日本年金機構では、平成23年分に厚生年金保険、国民年金などの老齢または退職を支給事由とする年金を受け取られた方に、1年間の年金の支払い額や源泉徴収された所得税額などをお知らせする「平成23年分公的年金等の源泉徴収票」を1月中旬にお送りしています。源泉徴収票は所得税の確定申告をするときに添付する必要がありますので、大切に保管してください。

もし、源泉徴収票を紛失された場合は再交付ができます

ので、お近くの年金事務所やねんきんダイヤルにお問い合わせください。

なお、障害年金・遺族年金は所得税の課税の対象となっていないため、源泉徴収票は送付されません。

▼問 ねんきんダイヤル

☎ 0570・051165

▼問 郡山年金事務所

☎ 024・932・3434



税金

＜所得税の確定申告は東北総合卸センターで行います＞

平成23年分確定申告期間の申告書作成会場は、「ビッグパレット」から「南東北総合卸センター協同組合イベントホール」に変更となります。震災の影響により混雑が予想されますので、早めの来場をお勧めします。

▼開設期間

2月1日(水)～3月15日(木)

※土日、祝日を除く。

▼開設時間

午前9時30分～午後4時

※ 税務署内には、申告書作成会場を設置していませんので、ご注意ください。

▼問 郡山税務署

☎ 024・932・2041

＜東日本大震災により被害を受けられた方へ＞

○ 税務署からのお知らせ

昨年12月に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」などが施行され、所得税などの国税に関して、東日本大震災により被害を受けた方や復興推進に向けた取組を対象として、新たな税制上の措置が追加されています。

昨年4月に施行された「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」で創設された税制上の措置と合わせて、東日本大震災により被害を受けられた方などは、所得税の軽減・免除を受けることができ、確定申告などの手続を行うことにより、税金の還付を受けることができます。

詳しくは、税務署にお問い合わせください。これらの措置についてのパンフレットなどが国税庁ホームページに掲載されていますのでご覧ください。  
<http://www.nta.go.jp>

▼問 郡山税務署

☎ 024・932・2041

○ 福島県からのお知らせ

東日本大震災により被害を受けられた方は、地方税の軽減措置などを受けられる場合があります。

軽減措置などを受けるためには、手続きが必要となる場合もありますので、詳細については、お問い合わせください。

▼問 県中地方振興局県税部

☎ 024・93521233

福島県総務部税務課

☎ 024・5217067



暮らし

＜森林の土地所有者届出制度が4月からスタートします＞

昨年4月の森林法改正により、今年4月以降、森林の土地の所有者となった方は、市町村長への事後届出が義務付けられました。

▼届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。

▼届出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村長に届出をしてください。

▼問 産業課農林グループ

☎ 62・2112

県中農林事務所林業課

☎ 024・9351370

広告欄